

誓 約 書

令和 年 月 日

(あて先)川 口 市 長

住所
申請者
氏名

◎物件の所在

◎物件の名称

- 1 当該建築物を建築する場所は、都市計画法に規定する工業地域であって、粉じん、騒音等が発生しやすい場所であることを十分に認識し、近隣工場の生産活動を阻害することのないよう、特に隣接して工場がある場合は、緑地等の緩衝帯や防音設備を設ける等、配慮いたします。
- 2 隣接して工場がある場合は、当該工場を営む者に対し、事業について事前に説明し、その報告書を市長に提出いたします。
- 3 当該建築物の所有者、分譲を受ける者又は当該物件に入居する者(以下「入居者」という。)に対して、事項1を周知、徹底させるため、契約書、分譲案内書、入居案内書又は広告物その他これに類するもの(以下「案内書等」という。)の見やすい箇所に『この地区は、都市計画法に規定する工業地域であって、粉じん、騒音等が発生しやすい場所である。』ことを明記するとともに、当該案内書等を1部、川口市に提出いたします。
- 4 当該建築物が分譲又は賃貸物件の場合は、物件売買契約書若しくは建物賃貸契約書又は重要事項説明書(以下「契約書等」という。)中に『入居者は本物件が工業地域内にあること及び現状の環境の実態をあらかじめ十分周知して入居するものであるから、現存する周辺の工場に対しては、その運営、操業に協力的であるものとする。なお、将来入居者が当該物件を第三者に譲渡・賃貸する場合においても、当該義務を継承せしめるものとする。』旨の趣旨を明記し、当該契約書等の写しを川口市に提出いたします。
また、これによりがたい場合は、同様の趣旨を明記した念書を入居者から提出させ、その写しを川口市に提出いたします。
- 5 この誓約書に違反する行為があったときは、川口市がその事実を公表しても、一切異議を申し立ていたしません。

上記を、書面をもって誓約いたします。